

公民館・文化センターにおける新型コロナウイルス感染症対策指針（R4.2.15以降）

この指針は、公民館活動の運営にあたり、新型コロナウイルス感染予防対策として、公民館・文化センター(以下「公民館等」という。)が実施すべき事項を、公益社団法人全国公民館連合発出の「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(R3.10.19一部改訂)及び長崎市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定事項に基づき整理するもので、公民館等で行われるすべての活動を対象とする。

なお、この指針は政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」のほか、感染拡大の動向などを踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行う。

1 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は、来館者や施設職員への感染拡大を防止するため、①密閉空間（換気が悪い密閉された空間）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件のいずれか1つに該当する場合には、感染拡大のリスクが高いと考えられ、これを避けることなどを徹底する。

2 施設などのリスク評価

(1) 接触感染のリスク

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を確認する。

（例えば、会議机、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、コピー機、電話、エレベーターのボタンなど）

(2) 飛沫感染のリスク

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で会話または大声などを出す可能性がある場がどこにあるかなどを確認する。

3 施設管理

(1) 館内

ア 清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。

イ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を極力少なくする工夫を行う。

ウ 受付等において、アクリル板や透明ビニールカーテンにより職員等と来館者との間を遮断し、飛沫感染を予防する。

エ 飲食時には最低1m(できるだけ2mを目安に)の間隔をあけて座席を配置する。

困難な場合は対面での飲食とならないよう座席の配置を工夫する。

オ 鼻水、唾液などが付いたゴミはビニール袋に入れて密閉し廃棄する。

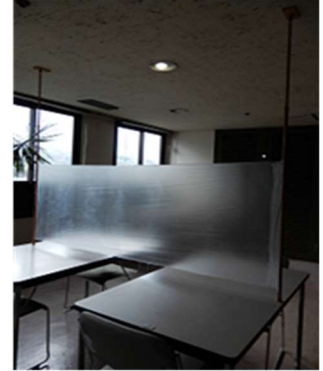
カ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスク（不織布マスクを推奨。以下同じ）や手袋の着用を徹底する。

キ 清掃やゴミの廃棄作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行う。

(2) ロビー、休憩スペース

パーテーション設置例

- ア 対面での飲食、会話や学習を回避する。
- イ 間隔を置いたスペースづくり等の工夫を行う。
- ウ 常時換気を行う。
- エ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。



(3) 調理室

- ア 換気を徹底する。
- イ 調理器具、食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ウ 調理室等を使用する者は、体調管理、マスク（適宜フェイスシールド）の着用及び石鹸と流水での手洗いを徹底する。

(4) トイレ

- ア 不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブなど）は、清拭消毒を行う。
- イ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ウ ハンドドライヤーについては、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃した上で使用する。
- エ （トイレが混雑している場合）最低限人と人とが接触しない程度の間隔を空けた整列を促す。
- オ 清掃者は必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気しながら清掃を行う。

(5) 利用者による消毒

（消毒セット例→）

次亜塩素酸ナトリウム溶液等を希釈した消毒液や雑巾、手袋等をセットとしたものを用意しておき、利用者に机、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチなど活動で使用した場所の消毒を適宜お願いする。



(6) 広報・周知

来館者・職員等に対して次の点について周知する。

- ア 対人距離の確保の徹底
- イ 適切なマスクの正しい着用、咳エチケット、会話の抑制、手洗い・手指の消毒の徹底
（可能な限り、消毒液はアルコールを用いる）
- ウ 健康管理の徹底
- エ 差別防止の徹底
- オ 接触確認アプリのインストールの推奨

4 主催講座等開催時の具体的な対策

開催の判断基準は、別紙 1「市主催イベント等の取扱い」に基づく。

(1) 開催者側の具体的な対策

- ア 直接手で触れることができる展示物等は展示しない。
- イ 各室ごとの人数制限など大勢の人が滞留しないための措置を講じる。
(例) 椅子の数を減らして間隔を空ける、互い違いに着席する等
- ウ 感染が疑われる者が発生した場合は次のとおり対応する。
 - (ア) 対応する職員等は、マスクや手袋などを着用する。
 - (イ) 速やかに別室へ隔離を行う。
 - (ウ) 感染が疑われる者が発生した部屋などの換気と消毒を行う。
- エ 感染者が発生した場合は別に定める「公民館において職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の対応」により対応する。
- オ 物販を行う場合は次のとおり対応する。
 - (ア) 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮断する。
 - (イ) 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない。

(2) 来館者の安全確保のための具体的な対策

- ア 次に該当する者の来館制限を実施する。
 - (ア) 来館前に検温を行い、平熱比 1 度超過の発熱があった場合
 - (イ) 息苦しさ、強いだるさや軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - (ウ) 同居の家族等に発熱、息苦しさ、強いだるさや軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
- イ 来館者（窓口での手続きのみなど短時間滞在者を除く）の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成することを原則とする。
また、事前の受講申込み者名簿をもっても代えられるが、いずれの場合も必要に応じて保健所などの公的機関へ提供され得ることを事前に周知し、個人情報を適切に取り扱う。

(様式例) 個票を配布し、公民館で一定期間保管する。

新型コロナウイルス感染症対策として参加者名簿を公民館で一定期間保管し、必要に応じて保健所などの公的機関へ提供される場合があります。ご協力ください。			
来館日時	月	日	時 分
お名前	公民 太郎		緊急 連絡先 090-1111-0000
平熱比 1 度超過の発熱がある			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
息苦しさ、強いだるさや軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
同居の家族等に発熱、息苦しさ、強いだるさや軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

(イメージ)



ウ 備品の貸出しについて十分な消毒（なお、消毒液は、アルコール（可能な限り）または次亜塩素酸ナトリウム溶液等を用いる。）を行い、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わない。

エ パンフレットなどの配布物は手渡しで配布しない。

オ 接触確認アプリのインストールを促す。

5 公民館等（貸館）における講演会等の開催に際して主催者が講じるべき具体的対策
 公民館等において講演会、コンサートや演劇等の公演等が開催する場合には、別紙 1「市主催イベント等の取扱い 2 開催の判断基準等」に従うと共に、次の措置を講じることとし、その際、措置を講じるべき主体は公演等の主催者であることに留意し、公民館等の協力のもと、実施することとする。

【公演等前】 公演等の来場者及びスタッフの名簿の作成を原則とする。

【公演等当日】 公演等の来場者及びスタッフの体温管理・衛生管理を実施する。

定期的な手洗い・手指の消毒を奨励する。

座席は可能な限り指定席とする。

来場者同士の接触は控えていただくよう周知する。

来場者と接触するような演出（ハイタッチ、来場者を舞台にあげる

など)は控えてもらう。

公演等スタッフの人数は必要最小限とする。

公演等の前後及び休憩中に会場内の換気を行う。

座席エリアごとの時間差での入退場などの工夫を行う。

合唱等の演者が発声する公演等については、舞台から公演来場者の間隔を最低 2m確保するとともに、演者間の感染リスクが低減される措置を講ずる。また演者間での感染リスクへ対処する。

6 感染防止対策チェックリスト

(1) 自主学習グループの活動

活動についての基準は、別紙 1「市主催イベント等の取扱い 2 開催の判断基準等」による。

活動再開にあたっては、グループごとに感染防止対策チェックリスト（別紙様式）を作成のうえ提出させ、グループと施設側で共有すること。

その際、館長は感染防止対策を確認し、より効果的で実行力のある対策となるように不十分な点については指導すること。併せて、感染防止対策が実行されているかどうか、必要に応じて活動中に確認することをグループに伝え、協力をいただくこと。

なお、感染防止対策チェックリストについては必要に応じて見直しを行うが、各施設の状況に併せて必要な項目の追加、修正などは可とする。

【活動前】 グループ作成の感染防止対策チェックリストのグループ会員間での相互確認。

参加者に次の点を確認し、1つでも該当する者は参加を遠慮いただく。

- 来館前の検温で平熱時+1度なかったか
- 体調不良の参加者はいないか
- 同居の家族等に発熱や体調不良がみられる参加者はいないか

【活動中】 活動中に出た鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉したうえで各自持ち帰ること。

出来る限り、窓やドアを開ける。閉めて利用する場合には、30分に1回5分程度の換気を行うこと。

【活動後】 消毒セットを用いて活動内容に応じた消毒・清掃を行うこと。

窓(雨天時を除く)やドアを開けて退出する。

(2) 一般貸室

活動についての基準は、別紙 1「市主催イベント等の取扱い 2 開催の判断基準等」による。

申請の都度、感染防止対策チェックリストを作成・提出させること。

なお、自治会や民生委員児童委員協議会など定期的な利用が見込まれる団体については、自主学習グループと同様に施設の利用再開時の確認とする。

許可の際には感染防止対策が実行されているかどうか、必要に応じて活動中に確認することを利用者に伝え、協力をいただくこと。

活動中の流れは自主学習グループの活動の流れと同じ。

7 図書室の運営

(1) 入室者の制限の実施

ア 閲覧スペースの座席数を減らして間隔をあけたり、互い違いに配置する。

イ 集団での入室を制限する。

(2) 入退室

ア 入室前、退室後の手洗いや手指の消毒を徹底する。

イ 入室者（短時間の貸出し・返却のみの入室者を除く）の氏名及び緊急連絡先を把握し、入室者名簿を作成することを原則とする。

また、必要に応じて保健所などの公的機関へ提供され得ることを事前に周知し、個人情報を適切に取り扱う。

(3) 貸出返却の作業は手渡しとせず、カウンター上で行うこと。

(4) 貸出返却のカウンターや閲覧用の机・椅子などは 1 日に 2～3 回拭き取り消毒を行い、開室前後にも必ず行う。

(5) カウンターの順番待ちでは人と人が接触しない程度の間隔を取ること。

(6) その他、市立図書館からの指導に沿うこととする。

新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

■ 利用者名

年 月 日

(代表者)

■ 活動内容

配慮事項		個別の対策	✓欄
基本的な感染症対策			
体調管理	発熱や体の不調の有無など		
手洗いや手指消毒、飛沫の抑制の徹底	活動開始前後の手洗いや手指の消毒を必ず行う。 正しいマスクの着用		
3密を回避する感染症対策			
密閉しない	窓を開けて実施するか、30分に1回5分程度の換気を行う。		
密集しない	多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮を行う。		
密着しない	近距離での会話や発声等の際のマスク等の使用等		
	大声を出したり息を激しく出す活動はなるべく控える。		
	直接手と手の接触を伴ったり身体的接触のある活動は行わない。		
連絡体制			
代表者は活動の都度参加者を把握する。			

※✓欄は施設側で使用します。

新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト(記載例)

■ 利用者名

年 月 日

(代表者)

■ 活動内容

記入例を参考に、活動内容の特性に合わせ、どう活動したら感染症対策となるかを記入してください

配慮事項		個別の対策	✓欄
基本的な感染症対策			
体調管理	発熱や体の不調の有無など	自宅での検温 体温記入表を作成する	
手洗いや手指消毒、飛沫の抑制の徹底	活動開始前後の手洗いや手指消毒を必ず行う。 正しいマスクの着用	全員の手洗いを確認後入室する マスク着用	
3密を回避する感染症対策			
密閉しない	窓を開けて実施するか、30分に1回5分程度の換気を行う。	開けることができる窓は基本開ける	
密集しない	多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮を行う。	机には一人ずつ座る 0m以上人との間隔をあけて活動する	
密着しない	近距離での会話や発声等の際のマスク等の使用等	マスク着用 対面着席をしない	
	大声を出したり息を激しく出す活動はなるべく控える。	マスク着用 激しい運動は活動から除く	
	直接手と手の接触を伴ったり身体的接触のある活動は行わない。	指導時の身体的接触をしない 接触を伴わない練習を主に実施する	
連絡体制			
代表者は活動の都度参加者を把握する。			

※✓欄は施設側で使用します。

市主催イベント等の取扱い

1 対象イベント等

- (1) 市主催
- (2) 市が関与している実行委員会形式によるもの
※市主催イベントの方針を踏まえて実行委員会において決定する
- (3) 共催事業については、市主催イベントの方針を踏まえて共催者と協議のうえ決定する

2 開催の判断基準等

緊急性・必要性が高いもの（本適用期間内に開催する必要がある、開催日の変更が困難なものなど）を除いて原則中止または延期とする。※緊急性・必要性については別紙2参照

イベントを開催する場合は、(1)に示した収容率および人数上限とし、(2)に示した適切な感染防止策を講じた上で、開催する。

(1) 収容率および人数上限

収容率（※）	①大声なしのイベント 【収容率】収容定員の100% ②大声ありのイベント 【収容率】収納定員の50% （大声の具体例） ・観客間の大声・長時間の会話 ・スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱
人数上限（※）	5,000人
収容定員が設定されていない場合	①大声なしのイベント 人と人とが接触しない程度の間隔が取れる人数 ②大声ありのイベント 十分な人と人との間隔（1m）を確保できる人数

※ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。

(2) イベント開催するための前提となる感染防止策について

- ア 飛沫の抑制（**不織布**マスク着用や大声を出さないこと）の徹底
- イ 手洗、手指・施設消毒の徹底（以下例）
 ・会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置
 ・場内アナウンス等の実施
- ウ 換気の徹底（1時間に2回以上・1回に5分間以上）
- エ 来場者間の密集回避
- オ 飲食の制限（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策等）
- カ 出演者等の感染対策

キ 参加者の把握・管理等

(例)・チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握(接触確認アプリ(COAO)や通知サービス(BluetoothやQRコードを用いたもの等)を活用)

・時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

ク 自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン(該当する業種において策定されている場合)の遵守

3 本基準の適用期間

令和4年3月13日(日)まで

※適用期間の考え方は、イベント開催にあたっては周知期間等が必要となることからまん延防止等重点措置の適用期間の終期の1週間後とする。

※感染状況の変化、または国及び県による開催制限の見直しが行われた際は、変更する場合があります。